

退職互助部だより

一般財団法人 山口県教職員互助会

〒753-8501 山口市滝町1-1

教育政策課 福利・給付班内 (県庁13階)

(TEL)083-933-4777 (FAX)083-933-4589

(ホームページアドレス) <https://yamakyogo.jp>

～ 事務局からのお知らせ・お願い ～



- 令和5年度から、**退職互助部制度が大きく変わりました。**
⇒ 詳細は、1ページをご覧ください。
- **特別会員を対象とした、「入院見舞金」を実施しています。**
(令和4年10月入院分から該当します。)
⇒ 詳細は、15ページをご覧ください。
- 振込手数料軽減のため、給付金受取口座を「**山口銀行**」に変更していただくと非常に幸いです。
⇒ 山口銀行に口座をお持ちの方、今後取引の予定のある方、新たに口座を開きただけの方等、ご協力いただける場合は、お電話やメモ等でお知らせください。
- **住所変更をされた方は、必ず互助会事務局へご連絡をお願いします。**

●●● 目次 ●●●

○ 制度改正について	… 1	○ 入院見舞金について	… 15
○ 事業一覧	… 2	○ 長寿祝品の贈呈について	… 15
○ 退職互助部運営委員会委員名簿	… 3	○ 入院見舞金請求書	… 16
○ 療養補助金について	… 4～6	○ 会員の広場	… 17～18
○ 名秀作展一覧表	… 7	○ 地区集会の様子(防府地区編)	… 19
○ 入館補助券	… 8～9	○ 葬儀の際の割引について	… 20
○ 陳情書名のお願い (9/15締切)	… 10～11	○ お知らせコーナー	… 21
○ 人間ドックのご案内 (6/20締切)	… 12～14	「TGJ傷害保険」のご案内 等	

< 互助会ホームページについて >

■ アドレス <https://yamakyogo.jp>

■ ユーザーID hukuri ■ パスワード kousei

※ 会員のページに入るためには、「ユーザーID」と「パスワード」が必要です。

※ 「療養補助金交付申請書」「入院見舞金請求書」もダウンロードできます!!

令和5年度から 退職互助部制度 が 大きく変わりました!!

定年引上げによる影響を検討するために開催された財政等検討委員会の結果に基づき、退職互助部制度は、令和5年度からの定年延長の実施を機に、全面的な制度改定となりました。

現職会員については、35歳になった次の年度の4月1日に全員自動加入となり、退職会員については、定年延長前の対象者（R5.3.31以前の退職者）を「旧制度会員」、実施後の対象者（R5.4.1以降の退職者）を「新制度会員」として取り扱うこととなります。

【 現職会員 】

- ・ 35歳になった次の年度の4月1日に全員自動加入（R5.3末時点で未加入の者は、現行どおり任意加入）

【 退職会員 】

		《旧制度会員》 R5. 3. 31以前の退職者 ※ 制度内容に変更なし	《新制度会員》 R5. 4. 1以降の退職者 ※ 新規取り扱い			
掛金の納入月数		300月（25年間：36～60歳）	360月（30年間：36～65歳）			
退職会員になれる年齢		45歳以上（45歳未満は脱退）	55歳以上（55歳未満は脱退）			
配偶者が加入の場合	名称	加入配偶者	配偶者会員			
	掛金	掛金なし	特別会員と同額を一括納入			
	適用事業	一部の事業のみ対象	全事業対象			
療養補助金	対象年齢	75歳になるまで	55～85歳になるまで			
	給付額	<table border="1"> <tr> <td>特別会員</td> <td>2,000円控除し、80%を乗じた額</td> </tr> <tr> <td>加入配偶者 遺族会員</td> <td>3,000円控除し、80%を乗じた額</td> </tr> </table>	特別会員	2,000円控除し、80%を乗じた額	加入配偶者 遺族会員	3,000円控除し、80%を乗じた額
特別会員	2,000円控除し、80%を乗じた額					
加入配偶者 遺族会員	3,000円控除し、80%を乗じた額					
入院見舞金		75～85歳までの間に5日以上入院したとき、入院初日から1日につき1,000円を給付（特別会員のみ）	適用なし			
退会給付金		適用なし	退職会員となった日から20年以内に退会を希望した場合に給付（10,000～100,000円）			
埋葬料		退職会員となった日から3年以内に死亡した場合に給付（30,000～70,000円）	退職会員となった日から4年以内に死亡した場合に給付（20,000～100,000円）			

既に、特別会員、加入配偶者、遺族会員になっておられる方（旧制度会員）の適用事業に変更はありません。

R5.4.1以降に退職し、特別会員、配偶者会員になられた方（新制度会員）から新制度が適用されます。

退職互助部の事業概要一覧

事業名		事業内容		新制度会員 R5. 4. 1以降 の退職者		旧制度会員 R5. 3. 31以前 の退職者			申請 要否
				特別 会員	配偶 者会 員	特別 会員	加入 配偶 者	遺族 会 員※	
給付事業	療養補助金	対象年齢：55～85歳に達する日の前日までの間 給付額：保険適用分の自己負担相当額から、 2,000円を控除した額に80%を乗じた額 (100円未満切捨)	○	○	/				要
		対象年齢：75歳に達する日の前日までの間 給付額：保険適用分の自己負担相当額から、 特別会員は2,000円、加入配偶者及び遺 族会員は3,000円を控除した額に80%を 乗じた額 (100円未満切捨)							
	入院見舞金	75歳から85歳に達する日の前日までの間に5日 以上入院したとき、入院初日から1日につき1,000円を給 付 (年度内14日を限度)			○	-	-		要
	埋葬料	退職会員となった日から4年以内に死亡した場合に給付 (20,000～100,000円)	○	○	/				要
		退職会員となった日から3年以内に死亡した場合に給付 (30,000～70,000円)							
	退会給付金	退職会員となった日から20年以内に退会を希望した 場合に給付 (10,000～100,000円)	○	○	/				要
長寿祝品の贈呈	米寿及び白寿に該当する場合、記念品料を贈呈 (米寿20,000円、白寿30,000円)	○	○	○					
福利厚生事業	地区活動運営費 助成	会員相互の親睦と交流を図るために開催される地区集 会等の地区活動に要する経費の一部を補助	○	○	○	-	○	-	
	退職互助部 だよりの発行	各種事業の周知を図るため、年1回会報誌を発行 (毎年4月下旬発行)	○	○	○	-	○	-	
	グループ補助	親睦を図るために構成されたグループや趣味の会に対 し補助 (構成人員に応じて 10,000～50,000円)	○	○	○	○	○	要	
	セントコア山口 宿泊補助	セントコア山口に宿泊した場合、一人1泊につき 2,000円補助 (3連泊を限度) ※共済組合の宿泊補助との併用不可 (共済の補助優先)	○	○	○	○	○	-	
	献花の贈呈	葬儀の際、花環又は生花をお供えする。お供えができ なかった場合は、献花料相当額 (13,000円) を遺族へ 送金	○	○	○	○	○	要	
	災害見舞金	被災した場合に見舞金を給付 (災害の程度により 10,000～50,000円)	○	○	○	-	○	要	
	人間ドック補助	指定する検診機関で人間ドックを受けた場合、補助 (泊ドック10,000円、日帰りドック5,000円)	○	○	○	-	-	要	
	名秀作展入館 補助	指定する展覧会の入館料を補助 (入館料の60%程度 限度額400円)	○	○	○	○	○	-	
教職員相談室 の利用	職場、結婚、法律、経済、その他一身上の問題等に2名 の相談員が相談に応じる。 また、登録制によるお見合い事業も実施 (内容によっては、顧問弁護士による相談も可能)	○	○	○	○	○	-		
保険	TGJ傷害保険	日常生活におけるさまざまなケガや携行品損害を補償 する傷害保険の取扱い (加入時期：通年、保険料：年2回口座振替)	○	○	○	○	○	要	

※旧制度会員の遺族会員について：特別会員が死亡した場合、加入配偶者が遺族会員に変更となる。

退職互助部運営委員会委員名簿

退職互助部運営委員会委員の皆様をはじめ、各地区の役員の方々には、地区集会の開催から花輪の手配、さらには会員の動静把握など、多岐にわたり地区の運営にご尽力をいただいております。

会員にご不幸があったとき等は、各地区の委員や役員の方にご連絡をお願いします。

地区名	該当市町名	7月から (任期：R5. 7. 1～R7. 6. 30)		6月まで (任期：R3. 7. 1～R5. 6. 30)	
		委員氏名	電話番号	委員氏名	電話番号
周防大島	周防大島町	同右		岩政 薫	0820-76-0616
岩国和木	岩国市、和木町、 広島県	同右		藤重 勇	0827-32-6145
柳井	柳井市	同右		芦岡 啓子	0820-22-5206
光熊毛	光市、上関町、 田布施町、平生町	同右		山本 雅緒	0833-72-0819
周南下松	周南市、下松市	平川 和俊	0833-43-2651	井原 和彦	0834-88-1616
山口	山口市	同右		山根 和夫	083-923-5556
防府	防府市	同右		上田 保明	0835-36-0276
宇部	宇部市	同右		藤井 尊介	0836-33-6125
山陽小野田	山陽小野田市	同右		能勢 俊勝	0836-72-2625
美祢	美祢市	同右		篠田 修二	0837-64-0375
下関	下関市、福岡県	同右		宮内 英典	083-256-0724
長門	長門市	同右		和田 克博	0837-32-1836
萩阿武	萩市、阿武町、 島根県	同右		吉賀 博史	0838-22-4626
女性代表	東部	大下 章子	0833-78-2032	岩見 靖子	0820-23-5636
	西部	片山多枝子	0837-37-3555	永久 眞知子	08396-2-0293

療養補助金について

疾病又は負傷により医療機関で診療を受けたとき、医療費の補助として療養補助金を給付します。

< 昨年度との相違点 >

- ◎ 制度改定により、「療養補助金交付申請書」が **新しくなりました**。できる限り、**同封の新様式**での申請にご協力をお願いします。
- ◎ **1か月1医療機関1診療科を1単位とし、1枚で2単位まで**申請できるようになりました。
- ◎ 「**医療費のお知らせ**」での受付が可能になりました。（領収書申請分との二重申請にご注意ください。）
- ◎ 同一月同一機関の追加給付はできません。同一月の申請は、全て出揃って送付してください。

1. 概要

区分	旧制度会員 (R5. 3. 31以前の退職者)	新制度会員 (R5. 4. 1以降の退職者)																										
対象者	特別会員、加入配偶者、遺族会員	特別会員、配偶者会員																										
対象年齢	対象者それぞれが、75歳になるまで (75歳の誕生日の前日受診分まで)	対象者それぞれが、55歳から85歳になるまで (85歳の誕生日の前日受診分まで)																										
申請単位	1か月1医療機関1診療科ごと (院外薬局も一つの医療機関として取り扱います。) ○同じ病院の同一月の診療であっても、入院・外来は別々での計算 ○複数の医療機関の処方箋を、一つの薬局で受け取った場合、処方医療機関ごとの計算 ○月の途中で加入している健康保険が変わった場合、各健康保険ごとの計算																											
給付額	申請単位ごとの窓口負担額から、特別会員は2,000円、加入配偶者・遺族会員は3,000円を控除し、80%を乗じた額 (100円未満切捨) ※ 令和3年9月診療分までは、特別会員は2,300円、加入配偶者・遺族会員は3,300円を控除した額	申請単位ごとの窓口負担額から、特別会員・配偶者会員ともに2,000円を控除し、80%を乗じた額 (100円未満切捨)																										
	(例) A病院 令和5年4月受診、特別会員 (3割) $1,600点 (1点:10円) \times 3割 = (4,800円 - 2,000円) \times 80\% = 2,200円$ 給付 (100円未満切捨)																											
対象点数	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>特別会員</th> <th>加入配偶者 遺族会員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3割</td> <td>709点以上</td> <td>1,042点以上</td> </tr> <tr> <td>2割</td> <td>1,063点以上</td> <td>1,563点以上</td> </tr> </tbody> </table> ※令和3年9月診療分まで <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>特別会員</th> <th>加入配偶者 遺族会員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3割</td> <td>800点以上</td> <td>1,134点以上</td> </tr> <tr> <td>2割</td> <td>1,200点以上</td> <td>1,700点以上</td> </tr> </tbody> </table>	区分	特別会員	加入配偶者 遺族会員	3割	709点以上	1,042点以上	2割	1,063点以上	1,563点以上	区分	特別会員	加入配偶者 遺族会員	3割	800点以上	1,134点以上	2割	1,200点以上	1,700点以上	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>特別会員 配偶者会員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3割</td> <td>709点以上</td> </tr> <tr> <td>2割</td> <td>1,063点以上</td> </tr> <tr> <td>1割</td> <td>2,130点以上</td> </tr> </tbody> </table>	区分	特別会員 配偶者会員	3割	709点以上	2割	1,063点以上	1割	2,130点以上
区分	特別会員	加入配偶者 遺族会員																										
3割	709点以上	1,042点以上																										
2割	1,063点以上	1,563点以上																										
区分	特別会員	加入配偶者 遺族会員																										
3割	800点以上	1,134点以上																										
2割	1,200点以上	1,700点以上																										
区分	特別会員 配偶者会員																											
3割	709点以上																											
2割	1,063点以上																											
1割	2,130点以上																											
	※ 健康保険適用外 (健康診断、人間ドック、予防接種、差額ベット代、文書料、はり・きゅう等) の費用は、 給付対象外																											
申請方法	「療養補助金交付申請書」に必要事項を記入し、 領収書 (コピー可) を添付してください。 ○領収書の原本が必要な場合は、コピーを添付してください。 ○領収書はホッチキス止めやのりづけはしないでください。 ○「医療費のお知らせ」又は申請書に病院等の窓口で証明を受けての申請も可能です。 (証明手数料は給付対象外)																											

2. 申請が必要な場合、不要な場合 (ご加入の健康保険によって異なりますので、下表によりご確認ください。)

	特別会員	配偶者会員・加入配偶者・遺族会員
申請必要	<input type="checkbox"/> 健康保険が <u>公立学校共済組合ではない</u> <small>(国民健康保険、全国健康保険協会、私学共済組合、企業の健保組合等)</small> <input type="checkbox"/> 健康保険が <u>公立学校共済組合</u> ・現職会員の被扶養者 ・現職会員ではない臨時的任用職員等(本人、被扶養者)	<input type="checkbox"/> 健康保険が <u>公立学校共済組合ではない</u> <small>(国民健康保険、全国健康保険協会、私学共済組合、企業の健保組合等)</small> <input type="checkbox"/> 健康保険が <u>公立学校共済組合</u> ・現職会員ではない臨時的任用職員等(本人、被扶養者)
不要	<input type="checkbox"/> 健康保険が <u>公立学校共済組合</u> ・現職会員(本人) ・任意継続組合員(本人、被扶養者)	<input type="checkbox"/> 健康保険が <u>公立学校共済組合</u> ・現職会員(本人、被扶養者) ・任意継続組合員(本人、被扶養者)

※ 現職会員には、フルタイム再任用職員、互助会に加入している臨時的任用職員及びフルタイム会計年度任用職員の者を含みます。

※ 申請不要の場合は、受診月から3か月後に指定口座へ送金します。(自動給付)

3. 療養補助金交付申請書について

○ 制度改正により「療養補助金交付申請書」が新しくなりましたので、**新様式を使用してください。**

旧制度会員 ↓ 療養補助金交付申請書 ↓ 新制度会員

<申請書上欄>

会員区分 <small>(該当を○で囲む。)</small>	【旧制度会員】 R5. 3. 31以前の退職者	特別会員 0	加入配偶者 1	遺族会員 2	【新制度会員】 R5. 4. 1以降の退職者	特別会員 3	配偶者会員 4	
会員番号	5 5 5 5 5 <small>※右枠で記入してください</small>			負担割合 <small>(該当を○で囲む。)</small>	高額療養費区分 <small>(該当を○で囲む。)</small> <small>※区分が不明の場合は、ご加入されている健康保険にお問い合わせください。</small>			
フリガナ	ヤマグチ ケンイチ				3割・2割・1割	区分	限度額	互助会 使用欄
氏名	山口 県一				3割・2割・1割	区分ア	252,600円～	1

○ 様式は、ホームページからダウンロードできます。また、**コピーして使用可能**です。(表面のみで可)

○ 記入方法について、記入例(様式裏面)に基づき記入してください。申請印は不要です。

○ **1か月1医療機関1診療科を1単位とし、1枚で2単位まで申請できます。**

<申請書下欄>

各保険者・各医療機関・各調剤薬局の方へ <small>(お手数ですが、上記保険者・各医療機関・各調剤薬局の証明を添付してください。)</small>	医療機関名 又は調剤薬局名		
	診療科		
	区分	令和 年 月 (外来・入院)	令和 年 月 (外来・入院)
	療養費総点数	1単位	1単位
	患者負担割合	割	割
	法定給付(保険者負担)	円	円
高額療養費	円	円	
令和 年 月 日 保険者 又は医療機関 (電話番号) () - ©			

違う病院でも、2か月分までなら1枚で申請できます!

例えば、**1枚で申請できるのは**

- ・ 2つの病院(2つの薬局)のそれぞれ1か月分
- ・ 同一病院(同一薬局)の2か月分
(連続月でなくても可)
- ・ 同一病院の入院と外来のそれぞれ1か月分

4. 口座振込明細書・通知書

※ 給付は毎月ありますが、通知書の送付は年2回です。

通知書送付月	対象となる明細
毎年8月	3月～8月 給付分
毎年2月	9月～2月 給付分

【注】

送付月以外の送付や給付概算額についてのお知らせはできませんので、ご注意ください。

5. 加入されている健康保険へ事前に手続きが必要な場合



次の場合は、先に加入されている健康保険での手続きを終えてください。
手続きをされると、数か月後にご加入の健康保険から「支給決定通知書」が送付されますので、互助会へは書類が届いた後、申請してください。

コルセット・ギブス等の治療用装具を用いた場合の互助会への提出書類

- ① 療養補助金交付申請書
- ② 業者の領収書（コピー可）
- ③ 健康保険から送付される支給決定通知書（コピー可）

詳しくは、加入されている健康保険（国保や協会けんぽ等）へ直接お尋ねください。

高額療養費に該当した場合の互助会への提出書類

自己負担限度額を超えた場合、超えた額はご加入の健康保険から高額療養費として支給されますので、本会は自己負担限度額までの額に対して補助します。

区 分	互助会への提出書類
窓口で自己負担限度額を超えた額を支払った場合	① 療養補助金交付申請書 ② 医療機関の領収書（コピー可） ③ 健康保険から送付される支給決定通知書（コピー可）
「限度額適用認定証」を提示した場合	① 療養補助金交付申請書 ② 医療機関の領収書（コピー可）

（注）「限度額適用認定証」を提示した場合でも、他の医療機関や薬局の自己負担額と合算して高額療養費の対象となる場合等は、③の支給決定通知書が必要です。

6. 締切日、送金日、申請期限

- ・ 締切日： 毎月月末（必着）（休日の場合は、その前日）
- ・ 送金日： 翌月末日（休日の場合は、前営業日）
- ・ 申請期限： 受診月から3年（例）R2年4月受診分は、R5年4月末事務局必着

7. 申請の際の注意事項

○ 同一受診月のものは、同時に申請してください。

複数の医療機関に受診している場合や、複数回受診した場合等は、受診月の途中ではなく、受診月の翌月以降に、全て出揃ってから申請してください。同月同一機関の追加給付はできません。

○ 領収書をコピーされる場合は、次の点にご留意ください。

- ・ 同月・同一医療機関の領収書は、まとめて重ならないようにコピーしてください。（縮小可）
- ・ 両面コピーではなく、片面コピーをしてください。

○ 領収書の記載事項をご確認ください。

必要な項目：①受診機関、②患者氏名、③受診年月、④医療点数（総医療費）、⑤負担割合

○ 診療明細書の添付は不要です。

領収書に医療点数（総医療費）の記載がない場合は添付してください。

8. その他のお知らせ

○ 領収書の原本が必要な場合は、コピーの添付をお願いしていますが、コピーでの提出が難しい方で、領収書の返還を希望される場合は、返信用の切手（送料相当分）を同封してお申し出ください。

○ 確定申告で医療費控除の適用を受ける場合、療養補助金は「その年中に支払った医療費の額」から差し引くことになります。

○ 確定申告時は早めに金額が知りたい方も多いかと思いますが、処理件数が多く給付概算額について、お答えしていません。申し訳ありませんが、ご理解の程よろしくお祈りします。

令和5年度 名秀作展一覧表

- 「入館補助券」を1枚ずつ切り取って各施設へお持ちください。
 - 補助対象者は、**旧制度の特別会員・加入配偶者・遺族会員**、または、**新制度の特別会員・配偶者会員**です。
- ※会員区分について詳しくはP1～2の「令和5年度から 退職互助部制度 が大きく変わりました!!」をご覧ください。

4月に開催される展覧会には、前年度の入館補助券が使えます!

※ 新年度分の「補助券」が届くまでは、前年度分の「補助券」をご使用ください。



(単位：円)

	展覧会名	会期	観覧料		補助額		自己負担額	
			一般	70歳以上	一般	70歳以上	一般	70歳以上
山口県立美術館 083-925-7788	佐藤健寿 展	4/14 ~ 6/11	1,500	1,300	400	400	1,100	900
	山口のお宝展	10/13 ~ 12/3	700	500	400	300	300	200
	第76回山口県美術展覧会	3/7 ~ 3/24	500	無料	300	0	200	0
山口県立 山口博物館 083-922-0294	「やまぐち 大考古博」	7/21 ~ 9/3	1,000	650	400	400	600	250
山口県立萩美術館・ 浦上記念館 0838-24-2400	浮世絵×カブキ 江戸の役者絵展	7/29 ~ 8/27	1,300	1,000	400	400	900	600
	フィンランド・ガラスアート展 (同時開催:ムーミンの食卓と コンヴィヴィアル展)	9/16 ~ 12/3	1,500	1,200	400	400	1,100	800
周南市美術博物館 0834-22-8880	アニメ化30周年記念企画 ちびまる子ちゃん展	6/1 ~ 7/17		1,200		400		800
	岩合光昭の世界ネコ歩き2	7/28 ~ 9/18		1,200		400		800
	日本の画家たち展	11/22 ~ 1/21		1,200		400		800
			観覧料		補助額		自己負担額	
			土日祝	平日	土日祝	平日	土日祝	平日
下関市立美術館 083-245-4131	企画展 「赤間関硯 堀尾信夫の挑戦」	9/5 ~ 10/15	500	400	300	250	200	150
		下関市に居住 する65歳以上	250	200	150	150	100	50
	特別展 「新・山本二三展」	11/19 ~ 1/21	1,400	1,200	400	400	1,000	800
		下関市に居住 する65歳以上	700	600	400	400	300	200
	特別展 「悲母観音に馳せる、想い」	2/6 ~ 3/17	1,200	1,000	400	400	800	600
下関市に居住 する65歳以上		600	500	400	300	200	200	

※ 各施設とも展覧会名称、観覧料等変更される場合があります。

※ 山口県立美術館にて開催される「ジブリパークとジブリ展」(7/15 ~ 9/24) については、相当な混雑が予想され、入館補助券を利用しての入館が困難なことから、補助対象展に含まれません。